

## 法解釈にとっての芸術研究の重要性について

川瀬 貴之

## 1. はじめに

金原恭子教授・林陽一教授の退職記念号に、こうして寄稿できることは、両先生に大変お世話になった身として、非常に光栄である。私はこれまで、リベラルナショナリズム・多文化主義や生命倫理・臨床研究の倫理というテーマを扱ってきた。これらは、法哲学の中でも正義論と呼ばれる分野（の、しかもごく周辺の領域）に属する問題群である。それはそれで良いのだが、それに加えて、法概念論・法の一般理論・法解釈方法論と呼ばれる分野にも取り組まなければ、法哲学者として一人前とは言えないのではないかという、思い込みのような劣等感があり、それを雪ぐために、ひそかに温めていた主題があった。そこへ、このたび、このような記念号という機会を得て、特に金原教授と基礎法学講座を同じくする者としては、これをその議論の嚆矢としたかったのであるが、温め具合が足りず、論説ではなく、研究ノートという形式になってしまったのは、少々残念ではある。本稿では、このテーマについて、これから私がどんなことを考えていきたいか、そこからどのような考えが生まれることを予想しているかなど、萌芽的な言及やアイデアの列挙に留めたいと思う。

## 2. さまざまな問題点と議論

法概念論や法解釈方法論の分野において、私が温めていたテーマとは、芸術研究や美学に関わるものである。解釈という営為が、最も幅広い人々によってなされているのは、少なくとも現代の多くの社会においては、宗教でも、ましてや法律でもなく、さまざま形態の芸術についてであるだろう。したがって、芸術研究あるいは美学の業績が、われわれの法解釈の理解を深めるのに寄与するところは大きいであろうということに、本稿の言いたいことは尽きている。正義の理念や価値に奉仕するための企て・制度としての法と、美の理念や価値に奉仕するための企て・制度としての芸術とは、どこまでが類似して、どこからが食い違っているのか。両者は、どのようにに関係しうるのかについて、本稿を皮切りに、今後ゆっくりと考えていきたい。

芸術は、その形態を、法にもまして多様に発達させており、私が扱いたいものは、その一部に限定されるわけではなく、広く一般に美と芸術を対象にしたいのだが、法学、特に法解釈方法論において、最も頻繁に関心の対象となっているのは、文芸であるだろう。ロナルド・ドゥオーキン<sup>1</sup>は、法解釈を理解するための適切なモデルとして連作小説の創作を挙げているし、法哲学において「法と文学」というテーマは、少なからぬ専門家が強い関心を持って研究しているジャンルの一つになっている。わが国の法哲学でも、長尾（二〇〇六）・林田（二〇一五）・小林（二〇二〇）などが、顕著な業績として挙げられるだろう。長尾（二〇〇六）は、多様な文学作品における法の現れを詳細に紹介し、小林（二〇二〇）は、法と文学研究の発展の歴史を丹念に辿っている。林田（二〇一五）は、解釈論に厚く、その点ではやや私の関心に近いかもしい。とはいえ、これらの業績は、いずれも法と文学というジャンルでないと語れないような、知識の厚みとオリジナリティにあふれる切り口を持っている

る。それに対して私は、法規範を表現する命題やその解釈の真偽や妥当性という、何も文学や、より一般的に美学・芸術論を持ち出さなくてもよいような、法の一般理論や法解釈論におけるものすごく王道の問題について、あえて文芸解釈や芸術解釈の議論を参考にしながら考えようというものである。その意味で、具体的な芸術作品の内容に触れるのは、あくまでも例示のためにとどまり、フィクションの哲学・解釈の哲学という、抽象的な理論を知的背景とする議論になるかと思われる。

隣接領域でも、研究は盛んである。たとえば政治哲学・政治思想において、小野（一九九九）や堀田・森川編（二〇一七）は、美の概念分析の思想史的な淵源から、芸術作品とその政治的意義まで、幅広い論点から考察するものであり、これらの議論は、美的価値と道徳的価値との関係を、異なる制度やシステムの相互作用という視点から考えようとする私の試みにとって、大きな示唆を与えるものだろう。

このような浩瀚な先行業績を踏まえつつも、おそらく私の目的にとって最も重要であるのは、Dworkin（1985）や清塚（二〇一七）に見られる、フィクション作品における命題の性質に関する議論である。とりわけ、虚構の物語における命題が正しいとはどのような意味なのかという問題、その物語の中で明確に述べられていない不確定な事柄の補充という問題、物語の内部で相互に矛盾する命題をどのように整合的に理解するのかという問題は、その物語作品を法に置き換えると、即ち法哲学の本丸の問題となるため、これらの問いに取り組んだ業績が、法哲学にも数多く存在するのだが、それに優るとも劣らない質と量を誇る成果が文芸批評研究にも見られる。それらを、どこまでアナロジーで見ることができなのか、文芸の物語の議論をどこまで法の議論に適用できるのか、適用すれば法哲学にどのような貢献がありうるのか、それによって法的・社会的な価値と美的な価値の関係をどのように理解することができるようになるのか。これらの問題点に取り組むうえで、ドゥオーキンの議

論とフィクションの哲学の議論は、基本的な出発点となるだろう。

### 3. これからの展望

では、そのような諸問題に対して、どのような検討と考察が期待できるかということを見ていきたい。

#### (1) フィクションとしての文芸と法

芸術は、その多くがフィクション・虚構・擬制としての物語を提示するものであり、その傾向はとりわけ文芸（そしておそらく絵画、あるいは両者の組み合わせとしての映画・マンガなど）において強いだろう。もちろん、音楽のように、物語の擬制という性質を必ずしも強く持たないジャンルもあるので、フィクションな文芸の物語としての性質の分析を法理論に援用しようとする研究の多くは、芸術の中でも特に文芸に焦点を当てがちなだろう。

他方で、法もしばしば擬制を多用すると言われる。さらには、法規範の生成の過程は、フィクションの文芸の生成と類比されるし、法規範の整合性・一体性・同一性は、フィクションな文芸のそれらと共通項が指摘される。そこで、フィクションな物語という点での文芸と法の対比が問題となるのだが、このとき、そもそもフィクションとは何なのかということを明確にしないと精緻な議論を始めることができない。

ノンフィクションと対置されたときのフィクションの特徴は、何らかの非実在性として説明されることが多い。それを、無理やり、語りの対象の非実在性と語りの主体の非実在性に分けて考えてみよう。語りの対象が非実在である場合とは、架空の人物や場所が小説の中に登場したり、会社があたかも人格であるかのように法律行為をしたりする<sup>(1)</sup>というケースが考えられる。それに対し、語りの主体が非実在である場合は、やや複雑である。たと

えば虚構の小説として書かれた文章（その全部または一部）が、現実存在した人物が現実になした行動、つまり現実の出来事を、偶然にも正確に記述している（すなわち語りの対象という点ではフィクションではない）にもかかわらず、依然としてフィクションと考えられることはありうる。というのも、文芸作品の語りは、読者の読み方や解釈に委ねられることなどによって、作者とは遊離し、あたかもその作品そのものが語っていると解されることがしばしばあるからである。むしろ、そうしないと、解釈や批評などが成り立たなくなる。他方で、法律についても、そのルールが主張している事柄を明らかにするうえで、立法者意思を重視する考え方と対比されるところの、法律意思説が、これに当たる。いかなる個別の立法者や解釈者からも独立した、法律そのものを、語りの主体として想定するのである。文芸作品そのものや、法律そのものが語るといえるのは、やはり主体の擬制という説明が適しているだろう。

このような対象の非實在性と主体の非實在性という観点をめぐって、どのような場合に、どちらの観点を採用すれば、フィクションとしての法規範命題あるいは文芸作品内の命題の真偽を理解するのに、より適切であるのか、現段階ではつきりと述べることは難しいが、語りの主体の問題、つまり物語を語っているのは誰かという問題が、鍵となる重要性を帯びていることは間違いないさそうである。小説においては、語りの主体は、たとえば一人称小説では特定の登場人物であり、三人称小説でも、いずれかの登場人物を主体として特定できることもある。これは、かなり作品内在的な主体である。それに対して、作品外在的な主体としては、作者がその代表になるだろう。これらに加えて、両者の中間として、様々な解釈の営為の統合体としての「虚構的な作者」や「内在的な作者」の概念があり、これは、法的なルールの単なる文言でも単独の立法者の意図でもない、法的ルールに宿っている規範があたかも同一性を有する人格のように語っている様を理解するうえで、重大な示唆を与えてくれる

のではないかとと思われる。<sup>(2)</sup>

(2) 解釈の正しさ

第二に、これが最も法哲学らしい問題であるが、法の解釈の正しさが、どこまで融通無碍なものであるのか、あるいは逆に厳密なものであるのかについて、芸術解釈をめぐる議論の助けを借りながら考えたい。

個々の法的ルールが、さらには法一般でさえ、世界のすべてを明示的に記述している（かつ記述できる）わけではないのと同様、芸術作品も、その内部で明示的に語られていない事柄は多い。そのような事柄について語る命題は、真あるいは偽でありうるのか。芸術作品（あるいは法）にひそむ不確定性や欠缺の補充の問題である。

これらは、作品あるいは法の解釈の営為によってなされるべきものだが、そのときに作品あるいは法がフィクションとしての性質を含んでいることが重要になる。フィクションは、前述のように何らかの非實在性を伴っている。解釈の背景として依拠しうる実在の世界（またはその一部）が欠けているため、解釈の正しさを担保する錨のようなものが弱いのである。そのため、事実は小説より奇なりという慣用句に反して、解釈によって補われる小説の内容は、その小説が不条理のような論理的矛盾を許容する場合、無限でありうるという考えもある。<sup>(3)</sup>しかし他方で、多くの矛盾を孕む法制度のようなものであっても、解釈の正しさに一定の条件を設けることができるという立場もある。

たとえ論理的矛盾を孕む虚構的物語でも、それを解釈する命題に真理を見出だす方法として有力なのは、物語としての一体性・整合性を追求するというものだろう。物語上の他の諸命題の連鎖の流れにスムーズにフィットするものを真とするのだが、フィクションの世界における他の状況との適合と、現実の世界における他の状況との適合とを、同じようなものと考えるのであれば、真理の対応説と整合説という区分は重要性を失う可能性があ

る。実際に、ドゥオーキンは、法の物語の内部に、現実世界の物理的な固い事実とは異なる、道徳的事実なるものを見出だそうとする。このようなドゥオーキンの主張は、一見挑戦的なようにも思われるが、実は彼は多くの条件づけや限定を施しているので、その議論は防御的であり、時に謙抑的にすら見えるというのが、今のところの私の印象である。

ともかく、物語としての一体性・整合性という基準が、解釈の正しさをどこまで厳格なものとすることができるのかを考えてみたい。それはもしかすると、ドゥオーキンの言うように、解釈の営みの洗練の程度にも影響されるかもしれない。その場合、正しい解釈を、何でもありではなく、ある程度まともなものに絞り込めるかどうかは、個別具体的な営みの制度がどこまで洗練されているか、要するに業界の事情に左右されるだろう。芸術解釈は、法解釈よりも、かなり自由であるかもしれないし、その自由度は芸術のジャンルや、個々の法制度が所属する文化や文明によっても変わってくる。また、どのような点に強い一体性や整合性を求めるのかも、文脈によって多様であろうから、安易に異なる営みを並行して論じることのないように注意する必要があるだろう。<sup>1</sup>

### (3) 道徳的価値と美的価値

第三に、実はこれが、私がこのテーマに挑みたいと思ったきっかけとなった問題点なのであるが、法が目的とする正義の徳と、芸術が目的とする美の徳が、互いに不倶戴天の敵、あるいは遠く隔てて没交渉になっているのではないかという問いがある。もともと別のものであるのだから、当然と言えば当然なのだが、いかにそうなのか、そしてどうしてそうなのかということを考えたいのである。芸術至上主義あるいは美の自律性、美と正義・芸術と法という異なるシステム・制度間の相互作用のあり方という問題である。

ここでの典型的な問いは、道徳的・倫理的・法的に邪悪な内容（この「内容」の内実が、厄介であり、邪悪であ

るのが、登場人物の思想であるのか（たとえそのような場合でも、そのキャラクターの影響力が無視できない場合もあるから、この視点はトリビアルとは限らない）、作者の意図するメッセージであるのか、それとも多様な読者による批評を通して形成されたその作品の最善の解釈が持つメッセージであるのか、によって区分しながら論じる必要があるだろう）を持つ芸術作品が、その道徳的な価値の低さによって、芸術的価値まで低くなってしまうのかどうかである。

答えは、単純化すれば、道徳的価値が、美的価値に影響するという立場と、影響しないという立場に分かれる。影響するという立場の、優等生バージンは、道徳的邪悪さが美的価値を損なうと考え、不良バージンは、道徳的邪悪さが美的価値を高めると考える。それに対して、影響しないという立場は、その弱いバージンの場合、少なくとも道徳的規範からの、その強いバージンであれば他のあらゆる規範からの、芸術の自律性を主張する。いわゆる芸術至上主義は、元来の意味からすれば、（理想的にはその強いバージンとして）芸術の自律性を主張するものであろうが、そこには不良バージンとしてのアンチ道徳主義の一派も含まれる。

本稿は確定的な結論を述べるものではないが、私の感覚では、優等生バージンは、それに基づいて芸術を理解すれば、芸術に本来の何か重要なものを殺してしまうような気がする。つまり、芸術と法や道徳とは、本来的に反目するか無関心であるかだろうというのが、私の見当であるが、それは、美を目的とする芸術と、正義や道徳的価値を目的とする法とが、全く異なる性質の試みであるという考えに由来する。たとえば、芸術は、認識の新しい地平を開こうとするのに対し、法は、起きてしまったトラブルのしりぬぐいとする傾向があるというように、将来志向と過去志向という違いがある。さらには、芸術が、卓越性や極端を志向するのに対し、法は中庸や均衡を重んじるという違いもあるだろう。

もちろん、実際には、異なる制度・価値のシステムは、あまりに密接であれば混然一体となるし、共通の取り

扱い事項がある限り、全くの没交渉ということも考えにくいから、道徳や法の価値が、芸術の価値に、影響するかしないかという二元論は単純に過ぎるのであり、実際に検討すべきであるのは、法と芸術が、互いに他方のどのような点を考慮し、どのような点を見無視しながら、自身の自己同一性を維持しているのかという問題であるだろう。

ちなみに、ここまで何度か、制度という言葉を用いたが、法と芸術の関係という文脈では、たとえば、知的財産をめぐる制度や、表現の自由を保護あるいは規制する制度に関わる議論などが重視されるのであろうが、どうしても直らない私の癖として、個別具体的な制度的問題への含意はとりあえず度外視して、抽象的な概念分析に議論を限定してしまうことになるだろうと思われる。

#### (4) おわりに

さて、冒頭でも述べたように、本稿は、これまで正義論の分野を研究してきた者が、急遽、法解釈方法論に取り組もうとしたときの、アイデア集に留まるものである。法哲学は、法学に関する深く重い総論であるべきところ、私の研究テーマは、まずはリベラルナショナリズム、次に臨床研究の倫理と、末端的な各論に終始してきた。そこで、また軽佻浮薄にも新しい論題を持ち出してきたわけだが、そのような多種多様な各論に通底する哲学的な立場というものを、せめて暗示的にでも維持したいというのが、法哲学者としての意地であるだろう。そのような各論に通底する哲学的立場として、私自身が思い描いているのが、反（押しつけ的）啓蒙主義・反知性万能主義・現実主義・多元主義・保守主義というものである。これらの観点から、ここまで述べてきた諸問題に対して何が言えるかということも、論じていきたいと思う。

本来、格調高くあるべき林先生と金原先生の退職記念号で、無礼講のような議論になってしまった。学者の恩

返しには、その方法の一つとして、先達に対して手ごわい議論で挑みかかるといふことがある。もちろん、本稿について、この程度では到底、ダビデとゴリアテのようにはならないことは、私もよく分かっている。しかし、有終の美を飾る巨星の前に、未熟でも未来を感じさせる変化球を投じること、また面白いだろう。

## 参考文献

- Bourne, Craig and Bourne, Emily Caddick (2022). 'Elusive Fictional Truth', *British Journal of Aesthetics*, 62: 1, pp. 15-31.
- Cove, Florian and Garcia, Amanda (2015). 'The Puzzle of Multiple Endings', *The Journal of Aesthetics and Art Criticism* 73: 2, pp. 105-114.
- Dworkin, Ronald (1985). *A Matter of Principle*, Harvard University Press. (森村雅・豊饒日記『原理の問題』岩波書店、二〇一  
一  
年)
- Folde, Christian (2015). 'Grounding Interpretation', *British Journal of Aesthetics*, 55: 3, pp. 361-374.
- Hanson, Louise (2017). 'Artistic Value Is Attributive Goodness', *The Journal of Aesthetics and Art Criticism* 75: 4, pp. 415-427.
- Kaufman, Daniel A. (2002). 'Normative Criticism and the Objective Value of Artworks', *The Journal of Aesthetics and Art Criticism* 60: 2, pp. 151-166.
- Köppe, Tilmann and Langkau, Julia (2021). 'Truth Matters, Aesthetically', *Estetika: The European Journal of Aesthetics*, LVIII/XIV no. 2, pp. 114-128.
- Mole, Christopher (2017). 'Real Objective Beauty', *British Journal of Aesthetics*, 56: 4, pp. 367-381.
- Mullin, Amy (2002). 'Evaluating Art: Morally Significant Imagining versus Moral Soundness', *The Journal of Aesthetics and Art Criticism* 60: 2, pp. 137-149.
- Song, Moonyoung (2018). 'The Nature of the Interaction between Moral and Artistic Value', *The Journal of Aesthetics and Art Criticism* 76: 3, pp. 285-295.

Widman, Nathan and Folde, Christian (2017). 'Fiction Unlimited', *The Journal of Aesthetics and Art Criticism* 75. 1, pp. 73-80.

大河内昌 (二〇一九)。「美学イデオロギー」名古屋大学出版会

大塚滋 (一九九四)。「一解釈方法としての「擬制」」東海法学、13号、一四三二二〇頁

大塚晴郎 (二〇〇三)。「芸術の自律性と、その制度化について」佛教大学大学院紀要、31号、一九三二二〇七頁

小野紀明 (一九九九)。「美と政治」岩波書店

キヤロル、ノエル (二〇一七)。「森功次訳『批評について…芸術批評の哲学』勁草書房

清塚邦彦 (二〇一七)。「フィクションの哲学『改訂版』」勁草書房

後藤伸 (二〇二〇)。「社会的存在としての「会社」——Senseの地位機能宣言の検討をとおして——」国際経営論集59巻、一〇三—

一九頁

小林史明 (二〇二〇)。「法と文学——歴史と可能性の探求」勁草書房

田中純 (二〇〇八)。「政治の美学」東京大学出版会

長尾龍一 (二〇〇六)。「文学の中の法 新版」慈学社出版

秦邦生 (二〇二〇)。「後期モダニズムとリベラリズムの奇妙な死…I・A・リチャーズと「真理」をめぐる文学批評理論のジレ

ンマ」東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻紀要27巻、四五—五六頁

林田清明 (二〇一五)。「《法と文学》の法理論」北海道大学出版会

堀田新五郎・森川輝一編 (二〇一七)。「政治思想と文学」ナカニシヤ出版

森功次 (二〇一一)。「作品の倫理が芸術的価値にもたらす影響——不完全な倫理主義を目指して」仲正昌樹編『叢書アレテイア13

批評理論と社会理論1…アイステーシス』御茶の水書房、九三—一二二頁

山田八千子 (二〇一七)。「法的擬制と根源的規約主義——根源的規約主義からの法的推論における擬制の検討」『法と哲学』3巻、

三九—七六頁

- (1) ここでは、規範を語っている主体が会社法やその他の法律で、そこで語られている対象、つまり語りの客体が会社だという設定で考えている。
- (2) Dworkin: 1985, pp. 149-164. (邦訳、二〇〇一―二二三頁) 清塚：二〇一七、二〇八―二一〇頁
- (3) Wildman and Folde: 2017, pp. 75-76.
- (4) Dworkin: 1985, ch5, pp. 169-171. (邦訳、第5章、二一九―二三二頁)